

## 「第 2 次 京都府人権教育・啓発推進計画(仮称)」素案について

主な論点 (現計画からの変更点等)

平 2 7 年 8 月 人権啓発推進室

### 1 計画の基本的な考え方 (第 2 章)

#### (1) 目標の実現に向けた基本的な考え方

一人ひとりが(の)・・・

- ① 能力を発揮し、幸福を追求できること
- ② 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- ③ 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、支え合うこと

「明日の京都」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することという目標の実現に向けた基本的な考え方を記載

#### (2) 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

目標実現に向けた基本的な考え方と、これまで取り組んできた人権教育・啓発の成果を踏まえて、これから実施していく基本方針を記載

### 2 人権問題の現状等 (第 3 章)

これまでから、法律等による全国的施策や国際的視点から取組が進められている、「同和問題」「女性」「子ども・青少年(現計画：子ども)」「高齢者」「障害のある人」「外国人」「感染症・ハンセン病患者等(現計画：患者等)」、「犯罪被害者とその家族(現計画：犯罪被害者等)」に続き、『社会情勢の変化等により顕在化している人権問題』及び『さまざまな人権問題』について、現状と課題及び今後の取組の方向等について記載

#### (1) 「社会情勢の変化等により顕在化している人権問題」

これまで中心としてきた人の属性の視点に加え、社会情勢の変化等により顕在化してきた横断的・総合的視点をより明確にする当該項目を新設

#### (2) さまざまな人権問題

- ・「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目新設
- ・「性的少数者(現計画：性同一性障害)」への対象者拡充

<人権問題項目対比表>

新京都府人権教育・啓発推進計画	第2次 京都府人権教育・啓発推進計画(仮称)素案
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同和問題</li> <li>○ 女性</li> <li>○ 子ども</li> <li>○ 高齢者</li> <li>○ 障害のある人</li> <li>○ 外国人</li> <li>○ <u>患者等</u></li> </ul> <p>&lt;さまざまな人権問題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害者等</li> <li>○ ホームレス</li> <li>○ <u>インターネットによる人権侵害</u></li> <li>○ 個人情報の保護</li> <li>○ <u>性同一性障害</u></li> <li>○ その他の人権問題  <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>刑を終えて出所した人々、</li> <li>アイヌの人々、婚外子、</li> <li><u>性的指向</u>、識字問題</li> </ul> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同和問題</li> <li>○ 女性</li> <li>○ 子ども・<u>青少年</u> (名称変更)</li> <li>○ 高齢者</li> <li>○ 障害のある人</li> <li>○ 外国人</li> <li>○ <u>感染症、ハンセン病患者等</u> (名称変更)</li> <li>○ 犯罪被害者<u>とその家族</u> (名称変更)</li> </ul> <p>&lt;社会情勢の変化等により顕在化している人権問題&gt;【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>インターネット社会における人権の尊重</u> (名称変更)</li> <li>○ 個人情報の保護</li> <li>○ <u>自殺を防ぐことのできる社会づくり</u>【新規】</li> <li>○ <u>安心して働ける職場環境づくり</u>【新規】</li> </ul> <p>&lt;さまざまな人権問題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームレス</li> <li>○ <u>性的少数者</u> (※性同一性障害から対象者拡充)</li> <li>○ 刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題</li> <li>○ <u>北朝鮮当局による拉致問題等</u>【新規】</li> </ul>

<新たに項目内に盛り込んだ主な事象>

事象等	記載項目
ヘイトスピーチ	外国人
ワーク・ライフ・バランス	安心して働ける職場環境づくり
パワーハラスメント、マタニティハラスメント	安心して働ける職場環境づくり
子どもの貧困	子ども・青少年

3 人権教育・啓発の推進 (第4章)

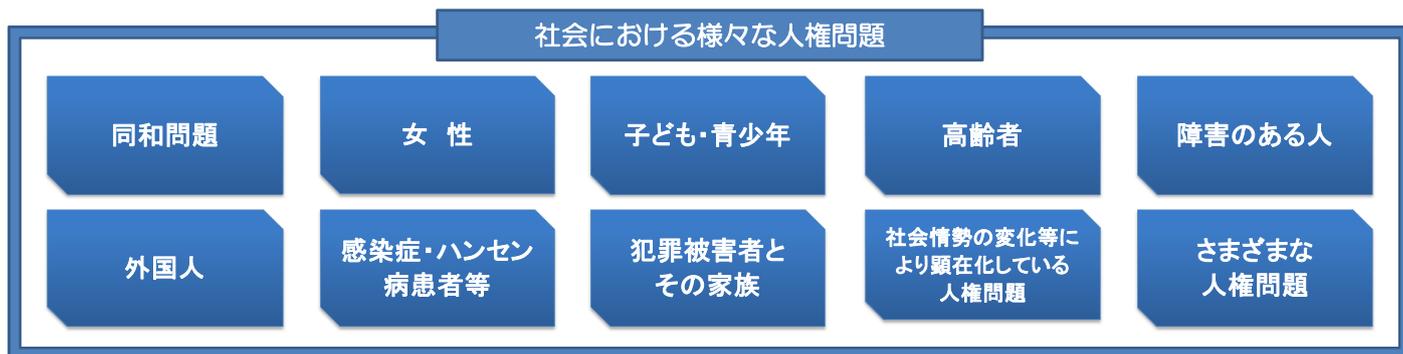
- (1) 人権教育・啓発に触れる機会の少ない人への働きかけ
- (2) 相談機関相互の連携・充実

4 その他

〔目標〕 人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

- ① 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
- ② 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- ③ 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、支え合うこと



総合的かつ計画的な  
人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発とは、「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」のこと

人権教育・啓発推進の基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のごこととして考える人権教育・啓発

施策

あらゆる場を通じた  
人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園、  
学校、地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者に対する  
研修等の推進

教職員・社会教育関係職員、医療関係者、  
保健福祉関係者、消防職員、警察職員、  
公務員、マスメディア関係者

指導者の養成

人権教育・啓発  
資料等の整備

効果的な手法による実施

調査・研究成果  
の活用

相談機関相互の  
連携・充実

推進体制

- 全庁的な組織により、関係部局の連携により総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係の構築
- 市町村における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、企業、NPO等多様な主体の協働により計画を推進
- 毎年度、実施方針を定め、施策の実施状況を評価し、以後の施策に反映

京都府人権教育・啓発施策推進  
懇話会、府民等による評価、  
施策の点検